

資産の遺贈

相続のパターン

1. 通常の相続

相続人が存在

相続人が不存在

2. 贈与

通常の贈与

停止条件付の贈与

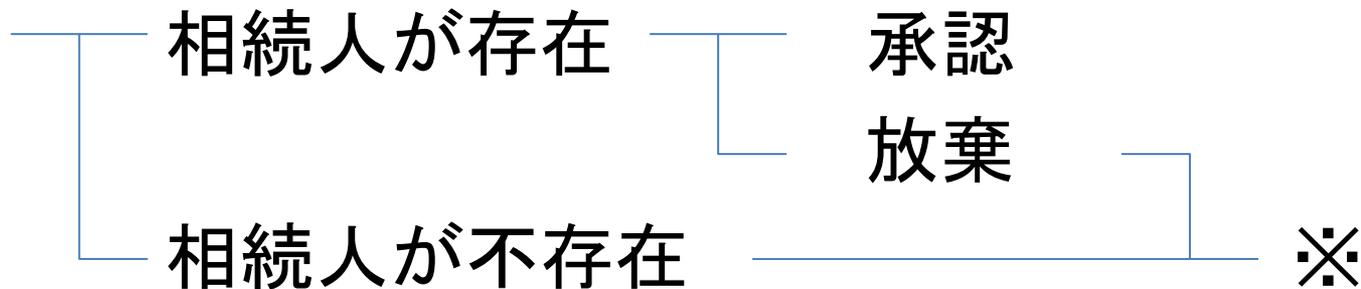
3. 遺言書

公正証書

自筆遺言書

(秘密)

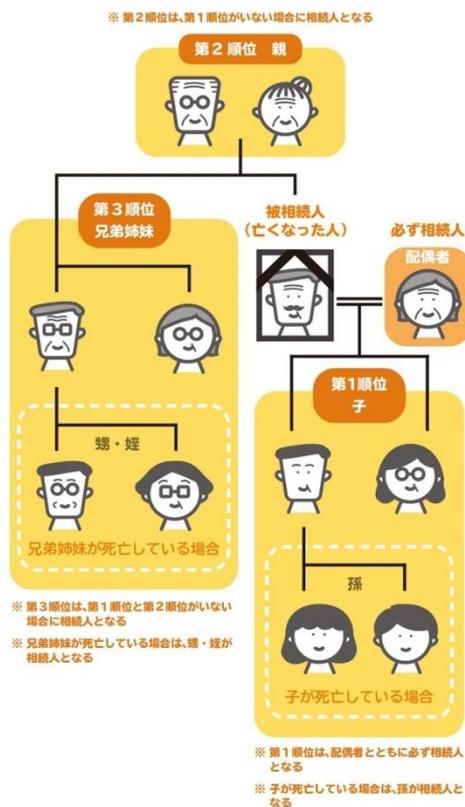
1. 通常の相続



※ 家庭裁判所が選任する相続財産管理人が最後の処分を行う。

法定相続人と相続順位

被相続人の血族は法定相続人になりますが、「被相続人に近い人」が先の順位となります。具体的な順位は次の図のように、第1順位から優先され、上位の順位の人がいる場合、下位の人に相続権はありません。



配偶者は常に相続人となる

第1順位：直系卑属（子や孫、ひ孫など）

第2順位：直系尊属（父母や祖父母、曾祖父母など）

第3順位：兄弟姉妹（亡くなっている場合には甥姪）

遺言がない場合、相続人となれるのは、「配偶者」「直系卑属、直系尊属、兄弟姉妹の血族」と民法で定められています。

相続順位の解説図。

2. 贈与

通常の贈与

停止条件付の贈与

死亡を条件に贈与が実施される

用意すべき登記書類

権利書

司法書士への委任状

印鑑証明書

死亡まで住居等を使用する場合は使用貸与契約書を作成

3. 遺言書

公正証書

自筆遺言書(有効性)

(秘密)

相続人

親、子、孫 ⇒ 留意分1/2

兄弟姉妹 ⇒ 留意分なし

遺留分とは何ですか？

(回答)

遺留分(いりゅうぶん)とは、一定の相続人に対して、遺言によっても奪うことのできない遺産の一定割合の留保分のことをいいます。

(説明)

- ・亡くなった方(被相続人)は、自身の財産の行方を遺言により自由に定めることができますが、被相続人の遺族の生活の保障のために一定の制約があります。これが遺留分の制度です。
- ・遺留分を有する者は、配偶者、子(代襲相続人も含む)、直系尊属(被相続人の父母、祖父母)であり、兄弟姉妹は遺留分を有しません。
- ・遺留分の相続財産に対する割合は、誰が相続人になるかによって異なり、遺留分を有する相続人が複数いる場合は、遺留分を法定相続分により分け合うこととなります。
- ・遺留分の相続財産に対する割合は、以下のとおりです。
 - (1)配偶者のみが相続人の場合 2分の1
 - (2)子のみが相続人の場合 2分の1
 - (3)直系尊属のみが相続人の場合 3分の1
 - (4)兄弟姉妹のみが相続人の場合 遺留分なし
 - (5)配偶者と子が相続人の場合 配偶者が4分の1、子が4分の1
 - (6)配偶者と父母が相続人の場合 配偶者が3分の1、父母が6分の1
 - (7)配偶者と兄弟姉妹が相続人の場合 配偶者が2分の1、兄弟姉妹は遺留分なし
- ・同順位の相続人が複数いる場合、例えば、(5)で子が2名の場合、子の遺留分4分の1を2名で分けることになるので、子1名あたりの遺留分は4分の1×2分の1=8分の1ずつとなります。
- ・遺留分の算定の基礎となる遺産の計算方法は、残された相続財産に遺贈されたものと1年以内にされた贈与の財産の価額を加えたものが原則となります。
- ・遺留分に反した遺言も無効ではなく、遺留分減殺(げんさい)請求という遺留分権者が遺留分に反した限度で被相続人の処分の効力を失わせる権利行使がされるまでは有効です。

【民法等の改正(2019年7月1日施行)に伴う変更点など】

- ・施行日(2019年7月1日)以後に開始した相続では、遺留分を侵害された相続人(遺留分権利者)は、遺留分侵害額に相当する金銭の支払を請求することになります。
- ・遺留分権利者から請求を受けた受遺者又は受贈者が、金銭を直ちには準備できない場合には、受遺者等は、裁判所に対し、金銭債務の全部又は一部の支払につき相当の期限の許与を求めることができます。

検討の目的

ヨーガ療法の研究と発展のためにヨーガ療法学会会員に対して遺贈を進める通達を学会HPに掲載したい。

石井先生からの説明

1. 権利移転の方法

- ① 生前贈与
- ② 死亡を停止条件とする贈与契約
- ③ 遺言による遺贈

2. 遺言の種類

- ① 公正証書遺言 ⇒ 検認(家庭裁判所における確認手続)不要
- ② 自筆証書遺言
 - A) 自筆証書遺言保管制度 ⇒ 検認不要
 - B) 任意の方法で保管 ⇒ 検認要

3. 遺贈の種類

① 特定遺贈

遺産中の特定のもの(不動産、動産、債権、現金)のみを遺贈の対象とする形式。その余の部分は相続人が取得する。債務については、遺産中の特定遺贈の占める割合が極めて大きい場合は、受遺者の負担となるが、それ以外は、相続人の負担となる。

(対象)

- ① 不動産 遺贈の登記は容易であるが、内部動産類についても遺贈を受けていない場合、第三者が使用している場合は、明渡請求が必要となる。また相続税等の費用発生にも留意する必要がある。
- ② 動産 受遺者が占有しているものは容易であるが、第三者が占有しているものは引渡請求が必要となる。
- ③ 債権 受遺者が債務者であるものは容易であり、口座番号等で明確に特定した預金についても可能である。但し、金融機関は遺留分侵害額請求の危惧から、訴訟提起を要求してくる場合がある。
- ④ 現金 相続人に対する支払請求が必要となる。

② 包括遺贈

遺産の全てを遺贈の対象とする形式であり、債務は、受遺者の負担となる。

③ 遺言執行者

遺贈は贈与の一形態であり、受贈者は、贈与者から権利の移転を受けることが必要となる。法定相続人との接触、軋轢を回避する為に、遺言中に、全相続人の代理人の地位を有する遺言執行者を指定することが必要である。

4. 遺贈の方法

- ① 受遺者が現物を取得する方法
- ② 遺言執行が換価して金銭で取得する方法

5. 遺留分侵害額請求権

① 権利内容

被相続人の相続人である直系尊属(父母、祖父母)は法定相続分の1/3、直系卑属(子)は、法定相続分の1/2について、贈与、遺贈等にかかわらず、受贈者、受遺者等に対して請求することができる権利。

② 権利行使が可能な期間

権利行使は、相続の発生、及び、自己の慰留分を侵害する贈与、遺贈があったことを知ったときから1年間、又は、相続開始から10年間のいずれか短い期間に限定される。